

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (1/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	1	名称	長良川	種別	A(Aa、Ac)
地区	長良川地区			所有者等	国土交通省
写真		文化的景観における価値		近代に至るまで当地域における流通往来の主軸として機能し、川原町地区・旧城下町地区の繁栄をもたらした。鮎の生息に適した自然豊かな河川環境が維持され、長良川鵜飼の良好な漁場として、また水浴場としての親水の環境として今日に継承されている。	
		保存すべき事項		・流路、水質 ・円礫の河床 ・魚種の多様性 ・鵜飼の漁場としての機能	
No.	2	名称	金華山	種別	A(Ab)
地区	金華山地区			所有者等	林野庁
写真		文化的景観における価値		長良川河畔に険峻な山容を突出する岐阜市のランドマークである。古代以来の信仰の対象であり、戦国時代には斎藤道三・織田信長等の居城となった。城跡としての地形や遺構が良好に保存されるとともに、近世の入山規制及び近代以降の管理により自然度の高い樹林環境を継承している。	
		保存すべき事項		・史跡岐阜城跡としての価値 ・植生及び生態系の多様性 ・長良川鵜飼の背景となる山容	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (2/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	3	名称	長良自治会連合会範囲 鵜飼屋景観まちづくり協 議会範囲(一部)	種別	A(Ad,Ae,Af)
地区	鵜飼屋地区(岐阜市長良)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	長良川の堤外地に立地し、自治会活動及び鵜飼漁に関連する構造が継承されている。	
			保存すべき 事項	・地区における建築物の新築や修景について定めた「鵜飼屋地区景観協定」「鵜飼屋地区景観協定細則」の内容	
No.	4	名称	金華自治会連合会範囲	種別	A(Ad,Ae,Af)
地区	旧城下町地区(岐阜市大宮町ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	中世以降に整備された道路などの基盤、両側町の町割りが継承されている範囲。また、遅くとも近世には形成されていたと考えられる自治活動が、町割りを基盤とし、現在も行われている。	
			保存すべき 事項	・両側町の町割りを基盤とした自治組織の継承による、統一感の感じられる町並み	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (3/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	5	名称	川原町まちづくり会範囲 (一部)	種別	A (Ad,Ae,Af)
地区	川原町地区(岐阜市玉井町、元浜町ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	長良川の堤外地に立地し、川湊の 周辺において、問屋業(材木、和紙)を 中心に繁栄した地区の構造が継承さ れている。	
			保存すべき 事項	・地区における建築物の新築や修景 について定めた「川原町まちづくり協 定」及び「川原町まちづくり協定細則」 の内容	
No.	6	名称	井の口まちづくり会範囲	種別	A (Ad,Ae,Af)
地区	旧城下町地区(岐阜市大宮町ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	金華山の西麓に位置し、戦国時代 に整備された基盤、近世・近代以降の 問屋業(副蚕糸業など)の構造が継承 されている。	
			保存すべき 事項	・まちづくり会が独自に行う「歴史的建 造物認定制度(仮称)」	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (4/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	7	名称	伊奈波界限まちづくり会 範囲		種別 A (Ad,Ae,Af)
地区	旧城下町地区(岐阜市伊奈波通ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値		旧城下町地区の南部、伊奈波神社の周辺に展開し、寺院が集中する地区。また近世・近代以降の間屋業・製造業などの構造が継承されている。
			保存すべき 事項		・地区における建築物の新築や修景について定めた「伊奈波界限まちづくり協定」の内容

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (5/24)

種別:B 道路(鵜飼屋地区) (図 4-3)			
No.	1、2、3、4、6、7、8、9、10、15、16		
種別	B(Bb,Bc)	所有者等	岐阜市
写真	2 	文化的景観 における価値	鵜飼屋地区に構築された細い道路。鵜匠をはじめ、地区に暮らす人々と長良川をつなぐ。江戸時代の絵図及び明治21年の字絵図において確認でき、現在までその位置を継承している。
	9 	保存すべき 事項	・道路の位置 ・道路の幅
No.	1、5、11、12、13、14		
種別	B(Bb)	所有者等	岐阜市
写真	11 	文化的景観 における価値	鵜飼屋地区に構築された道路。江戸時代の絵図及び明治21年の字絵図において確認でき、現在までその位置を継承している。No.14は、流通・往来の主軸となった旧高富街道。
	13 	保存すべき 事項	・道路の位置 ・道路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (6/24)

種別:B 道路(川原町地区) (図 4-3)			
No.	17、18、19		
種別	B(Ba,Bb)	所有者等	岐阜市
写真	17 	文化的景観 における価値	川原町地区に構築された道路。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」に描かれる。戦国時代にはすでに整備されていた可能性が考えられ、現在までその位置を継承している。No.17は、長良川と繋がる流通・往来の主軸となった旧高富街道。No.18,19は、鵜飼屋地区と同じ、川へのアクセスのための道路か。
	18 	保存すべき 事項	・道路の位置 ・道路の幅
No.	20、21		
種別	B(Ba)	所有者等	岐阜市
写真	20 	文化的景観 における価値	川原町地区に構築された道路。明治21年の字絵図において確認できる。明治初期までに整備されていた可能性が考えられ、現在までその位置を継承している。
	21 	保存すべき 事項	・道路の位置 ・道路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (7/24)

種別:B 道路(旧城下町地区) (図 4-3)			
No.	17、22、23、24、25、26、28、29、30、31、32、35、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51(西)、55		
種別	B(Ba,Bb)	所有者等	岐阜市
写真	17 	文化的景観における価値	旧城下町地区に構築された道路。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」、もしくは元文元年(1736)の「岐阜御山并惣山 今泉沖早田沖絵図」(徳川林政史研究所)に描かれており、戦国時代にはすでに整備されていた可能性が考えられる。近代には流通往来の主軸となり、現在もその位置を継承している。
	30 	保存すべき事項	・道路の位置 ・道路の幅
No.	27、33、34、36、47、49、51(東)、52、53、54、56		
種別	B(Ba)	所有者等	岐阜市
写真	51 東 	文化的景観における価値	旧城下町地区に構築された道路。明治21年の字絵図において確認できる。明治初期までに整備され、流通往来の機能を担っていたと考えられ、現在までその位置を継承している。
	52 	保存すべき事項	・道路の位置 ・道路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (8/24)

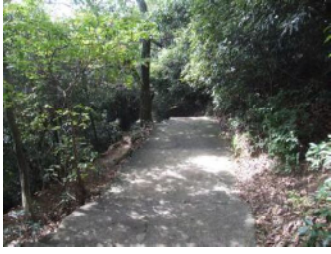
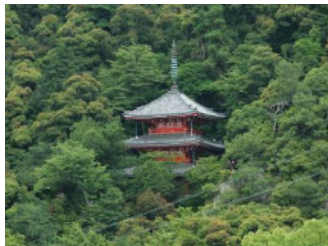
種別:B 道路(金華山地区) (図 4-3)			
No.	57、58、59、60、61、62		
種別	B(Bb)	所有者等	岐阜市
写真	59 	文化的景観における価値	金華山に構築された登山道。No.57～62 は、承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」に描かれ、戦国時代における岐阜城の登城路の可能性が考えられる。
	61 	保存すべき事項	・道路の位置 ・道路の幅
種別:C 水路等(川原町地区) (図 4-3)			
No.	1	名称	忠節放水路(湊コミュニティ水路)
種別	C(Ca)	所有者等	岐阜市
写真		文化的景観における価値	治水の歴史に係わる水路。昭和7年(1932)に鏡岩から元浜町に至って掘られた導水路。湊コミュニティ水路として整備され、現在までその位置を継承している。
		保存すべき事項	・水路の位置 ・水路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (9/24)

種別:C 水路等(旧城下町地区) (図 4-3)			
No.	2	名称	今泉排水路(総構え堀跡)
種別	C(Cb)	所有者等	岐阜市
写真		文化的景観 における価値	戦国時代以降の都市構造を継承する水路。戦国時代に構築されたと考えられる岐阜城下町の総構え跡や、近世の岐阜奉行所の堀跡により構成され、現在までその位置を継承している。
		保存すべき 事項	・水路の位置 ・水路の幅
No.	3	名称	梶川堀跡
種別	C(Cb)	所有者等	岐阜市
写真		文化的景観 における価値	戦国時代以降の都市構造を継承する水路。織田信長が岐阜城下町を經營する際、この堀を境に東側に家臣団を、西側に町人を住ませたと云われる。また近世には、堀を境に東側を地方(古屋敷村)、西側を町方と区分した。一部暗渠化しているが、現在までその位置を継承している。
		保存すべき 事項	・水路の位置 ・水路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (10/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)

No.	1	名称	岐阜公園三重塔	写真	
地区	金華山地区(槻谷 13-2)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観 における価値	大正6年(1917)建築。河合玉堂の助言を得て位置を決め、旧長良橋の廃材を活用し、大正天皇御大典記念事業として建築された。 西側からの眺望において、岐阜城復興天守と並ぶシンボリックな建築物である。				
保存すべき 事項	・建築物の外観 ・建築物の位置				

No.	2	名称	岐阜城復興天守	写真	
地区	金華山地区(金華山 5)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観 における価値	明治43年(1910)建築。日本で初めて建設されたと考えられる復興天守である。昭和18年(1943)に焼失するが、昭和31年(1956)により復興された。金華山の頂上に建ち、360° いずれの方向からも見ることができる。また、明治から昭和初期に金華地区に建てられた家屋のほとんどは、この復興天守が見える位置に本座敷をつくるほど、市民にとってシンボリックな建築物である。				
保存すべき 事項	・建築物の外観 ・建築物の位置 ・資料館としての機能				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (11/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)

No.	3	名称	鏡岩水源地 旧エンジン室	写真	
地区	川原町地区(鏡岩 408-2 他)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観 における価値	昭和 5 年(1930)に建築され、昭和 47 年ごろまで使用された。鉄骨造りの平屋建てで、切妻屋根には棧瓦が葺かれる。外壁には長良川の川原石で埋め尽くされ、丸窓と方形窓が規則的に配置されている。現在は、水道への理解を深めてもらうことを目的とした「水の資料館」として公開・活用される。				
保存すべき 事項	・建築物の外観 ・建築物の位置 ・資料館としての機能				

No.	4	名称	鏡岩水源地 旧ポンプ室	写真	
地区	川原町地区(鏡岩 408-2 他)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観 における価値	昭和5年(1930)に建築され、昭和 47 年ごろまで使用された。鉄骨造りの平屋建てで、切妻屋根には棧瓦が葺かれる。外壁には長良川の川原石で埋め尽くされ、丸窓と方形窓が規則的に配置されている。現在は、水と自然との関わりを体験し、水の様々な要素を理解してもらうことを目的とした「水の体験学習館」として公開・活用される。				
保存すべき 事項	・建築物の外観 ・建築物の位置 ・資料館としての機能				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (12/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	5	名称	旧櫻井銘木店	写真	
地区	川原町地区(元浜町 30-1)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観 における価値	明治 35 年(1902)に初代が購入しており、それ以前の建築と考えられる。敷地内には店舗兼住宅と土蔵がある。店舗は間口一杯に接道する。木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。現代まで銘木商の生業を支えてきた建築物である。				
保存すべき 事項	・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置				

No.	6	名称	旧松喜仏壇店	写真	
地区	旧城下町地区(白木町 96)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観 における価値	明治 44 年(1911)の建築。敷地内には店舗兼主屋があり、店舗は岐阜街道(御鯰街道)に東面する。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。現代まで仏壇店の生業を支えてきた建築物である。				
保存すべき 事項	・建築物(主屋)の外観 ・建築物の位置及び配置				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (13/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	7	名称	空穂屋	写真	
地区	旧城下町地区(靱屋町 38 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観 における価値	明治 25 年(1892)に建築されたと考えられ、昭和 6 年(1931)に増築している。敷地内には店舗兼主屋、土蔵、倉庫がある。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。現代まで紙問屋の生業を支えてきた建築物である。				
保存すべき 事項	・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置				

No.	8	名称	近藤家	写真	
地区	川原町地区(湊町 28 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観 における価値	近藤邸は、町家建築および洋風建築の2軒から成る。 町家建築の年代は不明であるが、川原町地区は明治 24 年の濃尾大震災による延焼がなかったと伝えられ、それ以前の可能性もある。主屋は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。敷地の奥に倉庫を備える。 洋風建築は、木造三階建。主屋の外壁には幾何学模様のレリーフが施される。主屋の奥に土蔵がある。薬局の生業を支えてきた建築物である。				
保存すべき 事項	・建築物(主屋(洋風建築および町家建築))の外観 ・建築物の位置及び配置				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (14/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)

No.	9	名称	丹羽家	写真	
地区	旧城下町地区(西材木町 41)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観 における価値	主屋には大正13年の棟札が残るが、木蔵の梁には明治36年の墨書があるため、大正時代に建て替えがあったと考えられる。主屋は木造二階建、切妻造、平入。南側に庭があり、茶室や路地を備える。蔵は3棟あり、土蔵造、切妻造。敷地は長良川の堤防に接する。当主は代々材木商を営み、近代頃までは、川から木場までレールを敷き、材木を直接運び入っていた。現代まで材木商の生業を支えてきた建築物である。				
保存すべき 事項	・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置				

No.	10	名称	旧麴兵	写真	
地区	旧城下町地区(大和町 7 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観 における価値	麴兵は、天保7年に創業した麴製造の店である。 建築物は明治初期に建てられ、昭和初期に改築をしていると考えられる。敷地内には旧店舗兼主屋、土蔵がある。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。 現代まで麴製造の生業を支えてきた建築物である。				
保存すべき 事項	・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (15/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)

No.	11	名称	 山下鵜匠家 (マルイチ)	写真	
地区	鵜飼屋地区(長良 94-10 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		

No.	12	名称	杉山鵜匠家 (マルワ)	写真	
地区	鵜飼屋地区(長良 100-7 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	13	名称	杉山鵜匠家 (ワチガイ)	写真	
地区	鵜飼屋地区(長良 100-1 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	14	名称	山下鵜匠家 (マルヤマ)	写真	
地区	鵜飼屋地区(長良 35-1 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	15	名称	杉山鵜匠家 (ヤマジョウ)	写真	
地区	鵜飼屋地区(長良 94-2 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	16	名称	杉山鵜匠家 (マルヨ)	写真	
地区	鵜飼屋地区(長良 94-2-2 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		

文化的景観
における価値

No.13、14 は江戸時代の建築と推定され、鵜匠は、遅くとも近世には鵜飼屋地区に居住していたと考えられる。鵜匠家の敷地内には、主屋のほかに、鵜飼漁を維持するための施設(鳥屋、水場、松小屋)が配置されている。鳥屋は、鵜の飼育及び健康管理をする施設で、かつて主屋の土間に設置されていたが、戦後、屋外に建てられるようになった。水場は、鵜が水浴びをする施設で、かつては川で行われていたため必要なかったが、昭和 30～40 年代頃から敷地内に設置された。松小屋は、篝火に用いる一年分の松割木等を保管する施設である。また、No.14 は川に面した場所に立地しているため、建物の基礎に人頭大以上の大きさの川原石を用いた石積みを構築し、洪水に備えている。鵜飼漁の期間中、鵜匠は川へつながる細い道路を利用し、出漁の準備を行う。

保存すべき
事項

・建築物(主屋等)の外観

・鵜飼漁にかかわる設備(鳥屋、水場、松小屋)の維持

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (16/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	17	名称	徳廣別館	写真	
地区	旧城下町地区(末広町 68)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観 における価値	徳廣の建築物は、材木商が大正末期に建築したとされる。 敷地内には店舗兼主屋と奥に4畳半の離れがある。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。 戦前より料亭として用いられ、当初の建具や内装がよく残しつつ現代に至っている。				
保存すべき 事項	・建築物(主屋)の外観 ・建築物の位置及び配置				

No.	18	名称	後楽荘	写真	
地区	旧城下町地区(本町1丁目 31 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観 における価値	後楽荘の建築物は、蠟燭・油商の隠居所として、本邸の裏手に建てられた屋敷建築である。主屋は明治末年から7年間かけて建設されたとされ、門は大正期に建設された。主屋は木造平屋、蔵は土蔵造、切妻造。 庭園は茶の湯を強く意識した造作で、旧茅葺きの「寸休庵」が建つ。また庭園の東奥に金華山及び岐阜城復興天守を望むことができる。 昭和23年より料亭として用いられ、現代に至っている。				
保存すべき 事項	・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 ・庭園および金華山への眺望				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (17/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)

No.	19	名称	川原町屋	写真	
地区	川原町地区(玉井町 28)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観 における価値	町家建築の年代は不明であるが、川原町地区は明治 24 年の濃尾大震災による延焼がなかったと伝えられ、それ以前の可能性もある。主屋は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。敷地の奥の蔵は、土蔵造、切妻造。 現代に至るまで、紙の原料を扱う問屋の生業を支えてきた建築物である。				
保存すべき 事項	・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置				

No.	20	名称	神明神社	写真	
地区	鵜飼屋地区(長良 119 他)				
種別	D(Dc) F(Fc)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	江戸時代の絵図において確認できる。毎年 7 月 16 日に「川祭り」および「鮎供養」が行われ、鵜匠 6 名も、鵜飼装束にて祈願もしくは供養に参加する。				
保存すべき 事項	・建築物(本殿)の外観 ・境内地の形状				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (18/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)

No.	21	名称	庚申堂	写真	
地区	川原町地区(元浜町 13)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	中世末に斎藤義龍により美濃国の禅宗寺院の寺統権を与えられた伝燈寺の末と云われる。元文元年(1736)の「岐阜御山并惣山 今泉沖早田沖絵図」(徳川林政史研究所)に描かれ、現在までその境内地を継承している。 また、般若寺・地藏寺と共に「三庚申」として、庚申参り等の活動を行っている。敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。				
保存すべき 事項	・建築物(本堂)の外観 ・境内地の形状				

No.	22	名称	青面山般若寺	写真	
地区	旧城下町地区(木挽町 4 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	明暦3(1657)美江寺5世盛純の弟子、盛哲和尚が創建したと伝わる。寛永6年(1794)の写しである「岐阜町絵図」(岐阜市歴史博物館)に描かれ、現在までその境内地を継承している。 また、庚申堂・地藏寺と共に「三庚申」として、庚申参り等の活動を行っている。敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。天台宗。				
保存すべき 事項	・建築物(本堂)の外観 ・境内地の形状				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (19/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)

No.	23	名称	教圓山地蔵寺	写真	
地区	旧城下町地区(木挽町 15 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	享保 13(1728)年開基したと伝わる。寛永6年(1794)の写しである「岐阜町絵図」(岐阜市歴史博物館)に描かれ、現在までその境内地を継承している。また、庚申堂・般若寺と共に「三庚申」として、庚申参り等の活動を行っている。 敷地内の建築物の中では本堂・庫裡・書院・茶室が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。臨済宗妙心寺派。				
保存すべき 事項	・建築物(本堂、庫裏、書院、茶室)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状				

No.	24	名称	金鳳山正法寺	写真	
地区	旧城下町地区(大仏町 8 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	天和3年(1683)に開かれたと伝えられ、籠大仏は 38 年の歳月を費やし、天保3年(1832)に完成した。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に描かれ、現在までその境内地を継承している。 敷地内の建築物の中では本堂・庫裡が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、同敷地内に墓地を設けている。黄檗宗。				
保存すべき 事項	・建築物(本堂、庫裏)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (20/24)

種別：D・F 建築物・敷地 (図 4-4)

No.	25	名称	鷲林山常在寺	写真	
地区	旧城下町地区(梶川町 9 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	土岐家の守護代斎藤妙椿が宝徳2年(1450)に建立した。斎藤道三以後、斎藤家三代の菩提寺であり、現在までその境内地を継承している。 敷地内の建築物の中では本堂・庫裡・妙見堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、東の敷地に墓地を設けている。日蓮宗。				
保存すべき 事項	・建築物(本堂、庫裏、妙見堂)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状				

No.	26	名称	三光山妙照寺	写真	
地区	旧城下町地区(梶川町 14 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	慶長5年(1600)に織田秀信が竹下半兵衛の屋敷跡を寄進し、明暦2年(1656)に厚見郡今泉より現在地に移転したと伝わる。本堂は寛文2年(1662)に建築で、現在までその境内地を継承している。 敷地内の建築物の中では本堂・庫裡・妙見堂・鐘楼・門が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、同敷地内に墓地を設けている。日蓮宗。				
保存すべき 事項	・建築物(本堂、庫裏、妙見堂、鐘楼、門)の外観 ・境内地(庭園、墓地を含む)の形状				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (21/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)

No.	27	名称	鳳堆山法運寺	写真	
地区	旧城下町地区(西材木町9他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	斎藤家家臣四天王のひとり堀重行が、顕如上人に帰依し、鳳運坊と鳳堆寺の名をいただき創建、正保2年(1645)に斎藤国斎屋敷跡の現地に本堂を再建したと伝わる。明治 21 年の字絵図に示され、現在までその境内地を継承している。 敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。真宗大谷派。				
保存すべき 事項	・建築物(本堂)の外観 ・境内地の形状				

No.	28	名称	大雄山妙覚院誓願寺	写真	
地区	旧城下町地区(伊奈波通1丁目 43 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	織田信長の岐阜入城とともに尾張より、今泉村に移転し、さらに天正 10 年(1582)に善光寺大門付近に移ったと伝わる。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に描かれ、現在までその境内地を継承している。 敷地内の建築物の中では本堂・庫裡が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、同敷地内に墓地を設けている。浄土宗西山禅林寺派。				
保存すべき 事項	・建築物(本堂、鐘楼)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (22/24)

種別：D・F 建築物・敷地（図 4-4）					
No.	29	名称	善光寺安乗院	写真	
地区	旧城下町地区（伊奈波通1丁目8）				
種別	D（Db） F（Fb）	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	織田信長が信州善光寺本尊を岐阜に請来したのが前身。織田秀信により稲葉善光寺堂が建立された。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」（蓬左文庫）に描かれ、現在までその境内地を継承している。 敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、北西の敷地に墓地を設けている。真言宗醍醐派。				
保存すべき 事項	・建築物（本堂）の外観 ・境内地（墓地を含む）の形状				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (23/24)

種別:E 工作物・土木構造物 (図 4-4)

No.	1	名称	折戸橋	写真	
地区	川原町地区				
種別	E(Ea,Eb)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	堤外地の川原町地区と堤内地の旧城下町地区を繋ぐ3本の橋のうち、最も東側(上流側)のもの。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に道として描かれているため、遅くとも近世には往来が可能であったと考えられる。				
保存すべき事項	・橋の位置				

No.	2	名称	霞橋	写真	
地区	川原町地区				
種別	E(Ea,Eb)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	堤外地の川原町地区と堤内地の旧城下町地区を繋ぐ3本の橋のうち、中央のもの。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に道として描かれているため、遅くとも近世には往来が可能であったと考えられる。				
保存すべき事項	・橋の位置				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (24/24)

種別:E 工作物・土木構造物 (図 4-4)					
No.	3	名称	美登里橋	写真	
地区	川原町地区				
種別	E(Ea,Eb)	所有者等	岐阜市		
文化的景観 における価値	堤外地の川原町地区と堤内地の旧城下町地区を繋ぐ3本の橋のうち、最も西側(下流側)のもの。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に道として描かれているため、遅くとも近世には往来が可能であったと考えられる。				
保存すべき 事項	・橋の位置				